

(様式 2 : 意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

2. 参考人

氏 名	藤井 義弘
所属又は職業等	岡山県漁業協同組合連合会 参与 (公財) 岡山県水産振興協会 専務理事

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

岡山県においてトラフグを漁獲している漁業は以下のとおりである。 1. 知事許可漁業 袋待網漁業、小型底びき網漁業 2. 漁業権漁業 小型定置網漁業 袋待網漁業、小型底びき網漁業では春期に親魚が、小型定置網漁業では夏期に当歳魚が漁獲されているが、いずれも混獲である。 魚価が低迷する中で、トラフグは数少ない単価の高い魚種であり、漁業経営の観点からも管理手法の検討は慎重に行っていただきたい。さらに、遊漁による親魚の採捕も一定量あると予想されることから、漁業者の理解を得るには遊漁の実態と今後の管理方針を加味した丁寧な説明が必要と考える。
--

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

知事許可漁業及び漁業権漁業を行う漁業者に対して漁獲量の報告が義務付けられており、漁獲量を収集する体制が整っているものの、現在は四半期ごとに県が報告を受けており、即時的なデータ収集が困難である。 また、他県へ入漁している操業に関しては、自県と他県を区別して漁獲量を収集することが困難である。
--

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

種苗放流を加味した将来の漁獲量が予測されているが、漁獲量を MSY ベースの漁獲圧の 0.8 がけまで削減しても 10 年後の 2033 年漁期に目標管理基準値 (577t) を上回る確率は 53% でしかない予測となっているため、漁業者の理解が得られない可能性が高い。 現状の資源管理措置では不十分で、数量管理を必要とする理由を丁寧に説明していただきたい。 本系群では、親魚量は 450t 前後で推移しているものの加入量が少ないため、特別に 1B ルールを用いて加入量から資源評価されているが、MSY ベースの資源

評価の基本である親魚量と加入量が乖離している状況で評価していることの妥当性についてご説明いただきたい。また、他魚種でこのような事例があれば併せて教えていただきたい。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

本系群の設定海域が広範囲にわたるため、漁獲量等の数値導入には、各海域で不公平にならないよう慎重な対応をお願いしたい。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

漁獲量制限や休漁を余儀なくされた場合、特に袋待網、小型底びき網漁業者の漁業経営に与える影響が大きい。

また、入会操業がある府県における数量配分等の調整が難航することが予想される。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

再放流サイズの設定（全漁業種類）：全長 10cm 以下

休漁日の設定：袋待網漁業

ふ化仔魚放流の実施（漁獲されたトラフグから卵・精子を採取し人工授精・ふ化させた後放流）：中部地区

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

地域：県内全域

漁業種類：袋待網漁業、小型底びき網漁業、小型定置網漁業

関係者等：上記漁業に従事する漁業者及びその関係者

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

前述の（１）及び（２）－②

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

岡山県（知事許可） 袋待網漁業、小型底びき網漁業

岡山県（漁業権漁業） 小型定置網漁業

（３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

親魚量と加入量（再生産）との関係を明確にしていきたい。

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

トラフグ（日本海・東シナ海・瀬戸内海系群）

2. 意見表明の申出者

氏名	佐藤 政俊
所属又は職業等	筑前海資源管理手法検討委員会 会長 福岡県漁業協同組合連合会 代表理事会長

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

・資源管理の必要性、持続的な資源利用について、福岡県の漁業者はこれまでもしっかり取り組んできました。この考え方は、過去も未来も変わりません。

・福岡県の沿岸漁業は、多種多様な魚介類が様々な漁業種類で漁獲されるといった特徴があります。その中でトラフグは、延縄漁業において重要な魚種の1つです。

・資源状況等により配分された漁獲可能量が平年の漁獲実績より少ない場合、本県海域に来遊があった場合でも獲り控える必要が生じるものと考えております。留保枠にも限りがあるため、減収となった場合の補償が必要であり、共済制度の拡充等が求められます。

・国は、我が国全体の漁業生産の8割をTAC管理するといった目標達成のために議論を進めるのではなく、漁業経営の面も考慮して検討していく必要があると考えます。また、漁協経営、流通加工や小売り等事業者への影響も考慮すべきです。このような、地域の生活や経済にも大きく影響する極端な管理にならないよう配慮しながら検討をお願いします。

・資源管理は、漁業者の生活に直結する大きな問題です。ロードマップにも「新たな資源管理の推進に当たっては、関係する漁業者の理解と協力を得たうえで進める。」と明記されています。締め切りありきで議論を打ち切ることのないようお願いします。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

・漁業者や漁協の負担とならない漁獲報告の収集体制の整備が必要と考えます。あわせて、近年、漁協や市場を通らない販売形態も見られ、それらを正確かつ迅速に把握する報告体制の整備が必要です。また、トラフグは水を飲むため測定方法によって重量が変わることもあり、統一的な測定基準を決める必要があります。

・漁獲情報集計に要する労力を軽減するためには漁獲情報のデジタル化が必要なので、引き続き支援メニューを充実させていただくようお願いします。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

・資源評価に用いたデータの詳細についての開示と、評価のプロセスについてのわかりやすい丁寧な説明をお願いします。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

・実際の管理を行うのは漁業者であり、管理の実効性を高めるためには、漁業の現状や経済面を考慮した具体的な漁獲シナリオを提示していただく必要があると考えます。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

・漁業者のみならず漁協の販売手数料の減収等に対する経営支援が必要と考えます。また、減収に対する補償と併せて後継者育成のための支援の充実が必要と考えます。

・TAC 管理が適応された場合、県内漁業種間で漁獲可能量の配分方法について検討する必要がありますが、国においては、配分方法の事例等を示した管理ルール作りのガイドラインを策定していただきたいと考えます。

・漁獲量を把握する上で、市場出荷、直売等の多岐にわたる流通情報の集約又、情報収集の簡易化、情報基準の統一等が課題と考えます。デジタル化と併せて国の支援が必要と考えます。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

・現在実施されている取組としては、資源回復計画による操業期間の制限、体長制限、毎月の休漁日設定、市場価格安定を考慮した獲り控え及び操業調整等があります。また、資源の継続的な活用のために毎年種苗放流を行っています。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

○福岡県地先において操業する各種漁業

- ・ふぐ延縄漁業
- ・釣り漁業
- ・小型定置網漁業
- ・小型底曳き網漁業
- ・その他

○遊漁船、遊漁者

○トラフグを取り扱う流通業者、加工業者、小売業者

○トラフグ養殖業者

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

・ステークホルダー会合で用いる資料は、漁業者に分かり易いよう作成して頂きたいです。

・ステークホルダー会合は、TAC 管理を導入した後の具体的な運用について漁業者の声を聞きながら、前向きな議論を交わす場にして頂きたいと思います。

・ステークホルダー会合の資料について、地区の漁業者間で十分な議論を行い、ステークホルダー会合に参加できるよう、一定期間の余裕のあるスケジュールで事前に資料を公表した上で、ステークホルダー会合を開催していただきますようお願いいたします。

・漁船リース事業等補助事業で設定した数値目標（KPI）は、水揚げ金額の増大によるものとなっていますが、資源管理によって漁獲量が削減された場合の取扱について説明をお願いします。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

・漁業者、遊漁者、レジャー船 等

・系群内で管理を行うことはもちろんですが、水温変動で分布域が拡大している可能性もあるため、本系群の分布域について今後も精査して頂きたいです。

（３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

・ステークホルダー会合は、全国各地域で複数回開催していただくようお願いします。

・漁獲を切り下げることにより、これまで築いてきた天然トラフグの流通が養殖トラフグに置き換わるのではないのでしょうか。

・資源の維持、回復を目的として行ってきた種苗放流をこれからも継続していくためには、種苗放流に対する経済支援が必要であると思います。

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

トラフグ（日本海・東シナ海・瀬戸内海系群）

2. 意見表明の申出者

氏 名	松本 久人
所属又は職業等	鐘崎フグはえ縄船団船団長

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

- ・資源管理の必要性、持続的な資源利用について、福岡県の漁業者はこれまでもしっかり取り組んできました。この考え方は、過去も未来も変わりません。
- ・トラフグは冬場の重要な魚種であり、また地域の特産としても親しまれており、福岡県漁業者にとって、なくてはならない魚のひとつです。今回の漁獲シナリオでは漁獲量を半分以上に抑える案が示されており、このままでは漁業者含め地域経済が成り立たなくなります。
- ・福岡県筑前海では多種多様な漁業が盛んに行われており、限られた漁場を多くの漁業者が使用しています。トラフグが規制されることにより延縄漁業者が別の漁法へ転換すると、他漁業者との漁業調整の問題が新たに発生すると思われます。また、他魚種も TAC 候補となっているため、転換先を探すのも困難な状況です。
- ・今まで長年にわたり小型魚の再放流や操業日数の制限、種苗放流を行うなど積極的に資源管理・栽培漁業に取り組んできました。しかし資源量は減少しており、我々漁業者の努力だけでは、成り立たない状況です。
- ・トラフグ資源を今後も活用する為にも、意欲的に資源管理に取り組んでいきたいと思っています。しかし厳しい漁獲制限により漁業者がいなくなるとは、資源が回復しても意味がありません。漁業者が前向きに資源管理に取り組めるよう、支援策を国には示していただきたいです。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

- ・漁業者や漁協の負担とならない漁獲報告の収集体制の整備が必要と考えます。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

・すでに我々漁業者は厳しい自主規制を行ってきました。その結果出てきた数字が今の資源評価であることを理解して頂きたいです。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

・現在の資源状況を考えると厳しい管理も選択せざるを得ないと思いますが、示されている管理案は現在の漁獲量の半分以下であり、到底生活ができるものではありません。シナリオ選択時には支援策も併せて提示していただきたいです。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

・数量管理をしながら漁業経営を成り立たせることが重要と考えます。両立できるような具体的なシミュレーション（漁獲制限と支援策）を、国からも提示していただけないでしょうか。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

・当県、はえ縄漁業者は、12月からは30cm以下、1月から漁期終わりの3月までは35cm以下の小型魚を再放流しています。
・我々福岡県の延縄漁業者が主に利用するB海区では、浮縄は3/21から11/30までの禁漁。底縄は、委員会指示では4/1から8/31までの禁漁が定められていますが、自主規制で3/21から9/19までに禁漁期間を延ばし、漁期終了を浮縄と合わせています。
・長年にわたり種苗放流に取り組んでいます。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

○福岡県地先において操業する各種漁業
・ふぐ延縄漁業
・釣り漁業
・小型定置網漁業
・小型底曳き網漁業
・その他
○遊漁船、遊漁者
○トラフグを取り扱う流通業者、加工業者、小売業者
○トラフグ養殖業者

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

・ステークホルダー会合では、水産庁の支援策の担当官を派遣していただき、具体的な支援策を示していただきたいです。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

・漁業者、遊漁者、レジャー船 等

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

・漁業者の声をしっかり聞き、現場の実情を分かって頂きたい。ステークホル

ダー会合はスケジュールありきで打ち切るのではなく、全国各地域で複数回開催していただくようお願いします。

- ・種苗放流を継続していくためには、放流に対する経済支援が必要であると思います。

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

2. 意見表明の申出者

氏 名	高平 真二
所属又は職業等	長崎県漁業協同組合連合会 代表理事長

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

対象資源は、県下各地において延縄漁業、一本釣り、小型底引網等で漁獲されており本県にとって大変重要な魚種となっている。本県においては、トラフグの資源状況の悪化を受けて、延縄漁業において関係県と連携した広域の資源管理を継続的に行っている。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

本県ではトラフグを対象として漁獲する延縄漁業については、届出制・承認制となっており、漁期終了後に漁獲実績の報告が義務となっているが、主要な漁法である一本釣りでは漁獲の報告をする必要はない。トラフグをTAC魚種にするにあたっては、これまで報告義務のなかった一本釣りや小型底引網等についても十分な周知が必要である。TAC魚種の拡大に関して全般的に言えることであるが、本来、漁業者に漁獲報告義務があることを、当事者である漁業者が十分に理解していると言い難い状況である。国主導でしっかりと周知を図ってほしい。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

本県においては、トラフグの資源状況の悪化を受けて、関係県と連携して様々な資源管理の取り組みを行っている。しかし、資源評価結果では親魚量は横ばいであるにもかかわらず、再生産効率が低下し資源量が減少しているとの報告となっており、今以上の漁獲制限をしても資源状況が改善するかどうか大いに疑問がある。漁獲制限等、漁業者の負担を伴う措置を講じる前に、再生産効率の低下をはじめとした資源の悪化の要因についてしっかり調査・解明していただきたい。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

資源評価においてトラフグについては親子関係が明確でなく、何れのモデルにも当てはまらない結果であるにもかかわらず、算出ルールのみで捉われて、結論を

出そうとしているようにしか見えない。明確な法則性が見えない中で、無理にシナリオの検討をしていくことに疑問を感じており、慎重に議論を進めるべきである。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

本県においては、継続的に適地・適サイズの種苗放流に取り組んでおり一定の効果が出ているものと推察される。漁獲制限等の数量管理が導入された場合においては、漁業者が不公平感を抱かないように、従来からの取組や今後の種苗放流の実施等、資源へ貢献度を考慮した上で、割当てをしてもらいたい。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

本県をはじめ関係県の延縄漁業者は、以前より小型魚保護（サイズを決めて放流）や禁漁期を実施してきた。TAC 管理にあたっては、漁獲量の抑制ありきではなく、禁漁期の設定（産卵期の親魚保護）や小型魚の保護（体長による漁獲制限）等の管理措置することも有効ではないかと考える。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

これまで、長年トラフグの資源管理に取り組んできた本県をはじめ関係県の延縄漁業者に対しては十分な説明をし、理解を得た上で進めてもらいたい。また、従来、報告義務のなかった一本釣り等の漁業者に対してもきちんと周知に努めてもらいたい。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

これまでの魚種にも言えることだが、説明があまりに専門的過ぎて解りづらく、TAC 管理により最も影響を受ける漁業者があまり理解できていないように感じる。本当に TAC 管理について漁業者の理解を深めたいのであれば、もっとわかりやすく簡潔な説明をしてもらいたい。現状のままでは漁業者の理解は進まず、逆に不信感だけが強まってしまうことを危惧している。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

--

（３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

漁獲量を最大とするケースだけでなく、漁獲金額や収益の最大化を目標とした経済的試算も検討してもらいたい。

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

2. 意見表明の申出者

氏 名	村田 国博
所属又は職業等	島原半島南部漁業協同組合 代表理事組合長

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

当組合においては、一本釣りでトラフグを漁獲している組合員がおり、重要な水産資源である。
トラフグの水揚げが減少するなか経営は厳しく、一方的な漁獲規制の導入には反対である。まずは当漁協が取り組むように夜間操業を禁止して、作業時間の短縮を図るべきである。TAC 導入は漁業者の理解が得られたうえで進める必要があり、その際は漁業経営への影響を十分に考慮しなければならない。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

基本的にすべて漁協に水揚げするため、仕切り書にて確認が可能。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

--

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

--

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

--

- ⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

夜間操業の禁止。

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- （３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式 2 : 意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

2. 意見表明の申出者

氏 名	川口 和宏
所属又は職業等	長崎県水産部長

3. 意見表明の内容

注：この記載内容については、部会に提示され、公表資料に記載されることとなりますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

- 本県におけるトラフグは、主として、外海域ではえ縄漁業、有明海で釣り漁業で漁獲されるほか、小型底びき網漁業等で僅かに混獲され、主に活魚で県外へ出荷される重要資源である。同一系群を利用する九州・山口の関係 4 県では、漁業者や行政・研究機関等が連携し、平成 17 年から九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画、平成 24 年から九州・山口北西海域広域資源管理方針を策定し、休漁期の設定や全長制限等の漁獲努力量の削減措置に取り組んでいる。さらに九州・瀬戸内海関係府県では、国の栽培基本方針に基づき広域プランを策定しており、関係機関が連携して毎年 100 万尾以上の規模で適サイズや適地など効果的な種苗放流に取り組んでいる。
- 本県の外海域では、経年的な漁場の北上に伴い漁獲量が減少している。一方で、有明海では 4 県が連携した拠点放流による効果で加入量が増加し、産卵親魚の漁獲水準が高位で安定しており、海域により漁獲動向が大きく異なっている。
- 本県は漁獲実績がある都道府県全体漁獲量の 7.7 パーセント（H30-R2 の 3 カ年平均）を占める漁獲上位県に当たることから、資源や漁業の維持に向けて引き続きこれらの取り組みを推進していく。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

- 外海域のとらふぐはえ縄漁業に関しては、広域漁業調整委員会指示に基づく承認制・届出制となっており、漁期終了後に漁獲成績の報告が義務付けられている。このため漁獲報告の収集体制は構築されているが、TAC 管理に向けては、より迅速な情報収集体制の確立が課題である。一方で、一本釣り漁業や小型底びき網漁業による漁獲実態がある有明海では報告義務がなく、TAC 管理に向けて、より一層の周知と報告体制の構築が必要である。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

- 資源評価では、加入尾数が著しく減少している一方で親魚量が一定水準を維持するといった矛盾や、毎年資源量が上方修正されている内容となっており、その信憑性に疑問が残る結果となっている。加えて、資源評価の将来予測において、現状の漁獲圧を維持するシナリオが、国が推奨する漁獲管理規則案に基づくシナリオよりも漁獲量が上回る予測となっており、資源管理の必要性を否定する内容と捉えられかねない。
- これらの要因として、海洋環境の影響による漁場形成の変化や、現状のモニタリングでは補足されていない資源の可能性（中国・韓国からの資源の加入など）によるノイズ等が考えられるが、これらに関するデータは明らかに不足している。資源管理目標の設定にあたっては、これらの不足したデータ収集により精度の向上が図られた資源評価に基づくべきと考える。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

- トラフグは、他魚種に比べて特に単価が高いため、主産地である有明海では漁期が比較的短いにも関わらず年間の漁業収入に占める割合がとりわけ大きい。また本種は、水揚げの大部分が集荷される南風泊市場やフグ料理専門店など、伝統的な食文化に根ざした他魚種には無い独自の流通体制がある。TAC 導入に伴う漁獲規制措置等は漁家経営に留まらず、これら関連業界に大きな影響を及ぼすことが懸念されるため、漁業者は勿論、市場等関連業界の意見を十分に汲み取った資源評価並びに漁家経営に配慮した漁獲シナリオを導入することが、極めて重要であると考ええる。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- 令和元年度の資源評価でも示されたように、九州北西海域では魚群の主分布が北上傾向にある。これに伴い、長崎県の主要産地の一つである北松海域においては、操業機会の減少に伴い漁獲量が減少し、外海域における本県のシェアは大きく減少している。数量管理に伴う枠配分においては、外海域でのこのような現象を踏まえ、直近の漁獲実績にとらわれず長期的な資源変動を考慮する必要がある。
- 資源評価でのシナリオでは、種苗放流が資源の底支えに大きく貢献している実態が改めて示されており、九州・瀬戸内海の関係府県で取り組んでいる効果的な種苗放流が大きく寄与している。近年、放流効果の検証と併せて受益県・放流県間の費用負担の公平化に向けた議論が進んでおり、県別に見ると放流の漁獲への貢献度は種苗放流サイズ・適地の選択・放流実績により一様ではないことも明らかになっている。数量管理の導入に当たっては、このような種苗放流の県別の貢献度が漁獲可能量の割り当てに反映されることが、公平性を担保する上で重要である。
- 一方で、総量規制まずありきではなく、水産庁が事業として取り組んでいる“相互扶助”の考えも重要である。特に親子関係が明瞭でない本種の資源特性では、小型サイズを保護し、より大型サイズで漁獲する資源管理方法が合理的であることから、小型サイズ規制等のテクニカルコントロールも改めて検討し、現場漁業の実態にあった効果的な管理手法の検討や議論も併せて行

うべきである。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- 広域資源管理方針に則り、休漁期の設定や全長制限等の漁獲努力量の削減に取り組んでいる。特に、種苗放流については過去 20 年以上にわたって適地適サイズで効果的に実施している。
- 地域によって、ふぐ浮き延縄漁業の操業自粛海域の設定や夜間操業の自粛を実施している。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- 外海域における延縄漁業及び有明海における一本釣り漁業など、操業実態は県内全域に及ぶことから、県内各地の漁業者はもとより市場等の関連業界から幅広く意見を聞く必要がある。また、トラフグは有明海で種苗放流が行われているため、種苗放流に取り組む漁業者の意見も重要視すべきである。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- 現在公表されている資源評価の資料では、複数のルールに基づくシナリオが示されているが、漁業者にとっては非常に分かりづらく、議論を進めることが困難である。とりわけ、現状の漁獲圧を維持するシナリオが、国が推奨する漁獲管理規則案に基づくシナリオよりも漁獲量が上回る予測結果となっており、TAC 導入ありきの説明にも受け止められる。改めて各シナリオのメリット、デメリットをより詳細に示す等の分かりやすい説明が必要である。
- 資源評価でのシナリオでは、種苗放流が資源の底支えに大きく貢献している実態が示されている。一方で、九州・瀬戸内海の関係府県では効果的な種苗放流と併せて放流効果を受益県別や放流県別に推定するなど費用負担の公平化に向けたデータも構築されているが、県別に見ると放流の漁獲への貢献度は種苗放流サイズ・適地の選択・放流実績により一様ではない。数量管理の導入に当たっては、このような各県の種苗放流の貢献度も考慮し、その度合いが割当数量の多寡に反映することが、公平性を担保する上で極めて重要な課題と考える。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- トラフグの漁獲実態は、中型まき網漁業の漁獲が 9 割以上を占める既存 TAC 魚種とは大きく異なり、系群内の関係 22 府県では多様な漁業経営体により漁獲されている。ことため、漁獲管理を行う場合の区分や、漁獲が積み上がった場合の採捕制限をどのように行うのかなど、管理手法の導入・設定に非常な困難性を有している。
- 関係海域が日本海、東シナ海、瀬戸内海と広大であり、海域によって資源管理の取組方法や種苗放流の方法とこれに伴う効果や波及範囲が大きく異な

る。既往の知見による資源交流の度合いやこれに伴う海域別に漁獲動向が異なる点と、これまで取り組んできた資源管理・種苗放流での広域連携の体制を考慮すると、九州・瀬戸内海とそれ以外の日本海に管理対象を大きく分けて管理することが合理的であり、これら枠組みについても再検討することが重要と考える。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

- 国は、「TAC 魚種拡大に向けたスケジュール」において、漁業・養殖生産統計における「フグ類」の漁獲量を参照している。「フグ類」に占めるトラフグの割合は10分の1程度に過ぎず、トラフグにTAC管理を導入したとしても、漁獲量ベースで8割をTAC管理にし、令和12年度の漁獲量を444万トンまで回復するという目標の達成に寄与するのか疑問が残る。

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

2. 意見表明の申出者

氏名	玉置泰司
所属又は職業等	一般社団法人日本定置漁業協会 専務理事

3. 意見表明の内容

注：この記載内容については、部会に提示され、公表資料に記載されることとなりますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

同系群については、分布範囲が広く、農林統計ではフグ類の漁獲量しか公表されておらず、資源評価報告書を読んでも、定置網での漁獲がみられる旨は記載されているものの、どの県の定置網でどれだけ漁獲されているのかが明確ではない。しかしながら県別のTACが上限に達するなど、トラフグの漁獲制限が行われる場合、定置網でトラフグが混獲した際に、トラフグの水揚げが一切認められないとなると、箱網内の魚種構成としてトラフグが大半である場合であれば逃がすことも可能であるが、その他の魚種の割合も多い場合には、定置網の漁法特性から他の魚種の水揚げも困難になってしまう。そのような場合にはトラフグの混獲水揚げも認めるようにして欲しい。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

農林統計ではフグ類となっており、トラフグ以外の近縁魚種も含まれている。本系群を漁獲している都道府県ごとに、近年の漁業種類別漁獲量の推移をデータで示してほしい。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

--

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

--

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

トラフグの漁獲制限が行われる場合、定置網でトラフグが混獲した際に、トラフグの水揚げが一切認められないとなると、箱網内の魚種構成としてトラフグが大半である場合であれば逃がすことも可能であるが、その他の魚種の割合も多い場合には、定置網の漁法特性から他の魚種の水揚げも困難になってしまう

う。そのような場合にはトラフグの混獲水揚げも認めるようにして欲しい。

- ⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

--

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

トラフグを多く漁獲する県の定置漁業者

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

--

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

--

- （３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

--